

ねそ

白川郷荻町集落の自然環境を守る会 発行 平成18年9月号

これからの白川郷を見すえた交通対策を！！

荻町区長 川田 裕

暑さ寒さも彼岸までといわれ秋の気配が漂い始めました。区民の皆様には日頃より区の事業活動にご理解ご協力をいただき、お礼申し上げます。この度、守る会会報の「ねそ」に荻町地区内交通対策についての取り組む思いを、と依頼をいただききましたので、私心と合わせて書かせていただきます。

世界遺産登録依頼、合掌集落を訪れる観光客の様子につきましては、皆様ご周知の通りです。観光客を乗せた大型バスや乗用車は、区民に多くの職場と収入をもたらす一方、地区内外の交通渋滞を引き起こし、村の社会問題となっております。これに対応すべく、多くのアンケート調査や国土交通省による交通社会実験等様々な試行を行いました結果、地区内の混雑が予想される日を南側よりの一方通行に規制する等の対策を進めてきました。

世界遺産10周年をむかえた一昨年、多くの方々の支援と協力をいただいで進めている電線の地中化工事の進捗との関係もあり、これまでの交通対策だけでは将来に向けての根本的な問題解決にならないのではないかとのご意見を受けて、行政事業として「荻町区新交通システム」を世界遺産10周年記念事業と合わせて2日間行いました。新交通システムについては、各組・団体において事前に説明座談会をさせていただいております。

今年は4月から11月までの第3日曜日を、このシステムを基に規制の試行を行い、その後の委員会で皆様の意見を協議し、次回の試行を進める形を取っています。計8回の試行で全て納得のいくものができるとは思っていません。しかし、平成20年の飛騨トンネル完成東海北陸自動車道全線開通に合わせた新交通システムの実施導入計画を思考するなかで、「規制日数未定」システムの計画的実行にあたっては、第1に区民の皆様、特に観光関係に従事されている方々の理解と協力が不可欠です。荻町交通対策委員会に区内各団体役員の方々に参加していただいておりますが、さらに、この9月より各組より1名を委員として選出していただくことを伍長会で認めてもらいました。これにより、今まで以上に行政全体・全区民に対し、交通問題への取り組みを検討し周知できると思います。

世界遺産合掌集落の景観の保存と活用について、区民の皆様が同じ価値観をもって、受け継いできた生活文化を将来に継承させるのが我々の責務と思います。このような理想と現実の間にある今こそ、区民の皆様の英知をいただき、世界文化遺産合掌集落に相応しい交通システムの確立と早期実行に一層の努力を致します。今後ともご意見をいただくとともに、ご理解とご協力をお願いし、区長としての交通対策に寄せる思いとさせていただきます。



〔5月ゴールデンウィークの交通規制の様子〕

ナショナルトラストと白川郷

前回(8月10日)の定例会において、(財)ナショナルトラスト(以下JNT)理事長佐々木さん、事務局池田さんが来訪くださり、お話を伺う機会を得ました。JNTは我が国のかけがえのない自然景観や歴史遺産を守るために昭和43年に創設した団体で、これまでにたくさんの保護事業や調査研究、保護対象の取得・修復・整備・管理・公開、普及事業を行ってきました。白川村におきましては、昭和44年にJNTが白川郷合掌造り民家群を保護対象に選定し、集落景観に合わせたトタン屋根色統一への助成金交付(3年間)をはじめ、昭和62年に募金による旧寺口家の取得、同63年に募金による旧松井家の取得と、文化遺産の保存に貢献くださいました。これらJNTの働きかけが、荻町地区の伝統的建造物群保存地区、そして世界遺産登録への歩みを進めるきっかけとなったことを、荻町区民は決して忘れてはいけなさと認識しました。

また、旧松井家・旧寺口家の保存と活用については、JNT、守る会、行政が協働し行っており、両館の館長を守る会会長が務め、守る会一般環境部が中心となり草刈り等の管理を行うとともに、松井家のヘリテイジセンター(合掌文化館)としての活用や、じ・ば工房の活動拠点としての活用等を試みている段階です。また、白川BOX(村内JNT会員が中心となるボランティア、現代表:蟻原勸さん)の支援で、管理・活用がなされていることも、忘れてはならないことの一つです。

両施設の維持管理が、多くの方々の支援によって成り立っていることを学ぶとともに、これからの両館の在り方を真剣に考えていかねばならないと感じました。荻町合掌集落は、荻町住民のものではありますが、荻町住民だけではなく村にとっても世界にとってもかけがえのない遺産となっているのです。多くの支援者と先人への感謝の気持ちを忘れず、未来につながる保全と活用を考えていこうではありませんか。

(文責:和田正人)

= 8月の活動報告 =

- 8月 3日 飛騨圏域環境分科会(飛騨市・会長)
- 8月 4日 岐阜大学公民館大学(岐阜市・会長)
- 8月 5日 休耕田草刈り作業(副会長)
- 8月 6日 守る会役員会(4名)
- 8月 9日 旧寺口家草刈り作業(2名)
- 8月10日 守る会定例会(18名)
- 8月11日 ナショナルトラスト松井・寺口家管理運営委員会(3名)
- 8月11日 交通対策委員会(2名)
- 8月20日 荻町交通規制(2名)
- 8月30日 地域づくり団体交流広場シンポジウム(岐阜市・会長)

= 区民の皆様へ =

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会(毎月10日前後)の2週間前までに財団又は各組代表の委員に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆さんの理解とご協力をお願いします。

9月の協議事項(現状変更申請に関わって)

- | | | | | | |
|-------|-------|-------------|-------|-------|-------------|
| ***** | | 建具戸箱敷居取り替え | ***** | | 倉庫に乾燥室を増築 |
| ***** | | 落ち屋根トタン葺き替え | ***** | | 倉庫サッシを木製大戸に |
| ***** | | 本屋に箱棟取り付け | ***** | | 屋根の葺き替え |
| ***** | | 北側2階壁・西側壁張 | ***** | | 自宅サッシを木製建具に |
| ***** | | 落ち屋根の融雪 | ***** | | 倉の撤去・新築 |

守る会の活動指針(国際フォーラム白川郷宣言より)

- (1) 隣人にやさしい心豊かで安全な共同生活のいっそうの充実
- (2) かけがえのない美しい文化遺産の保全と未来への確かな継承
- (3) 国内外の人々との文化交流を通して友好の輪の拡大